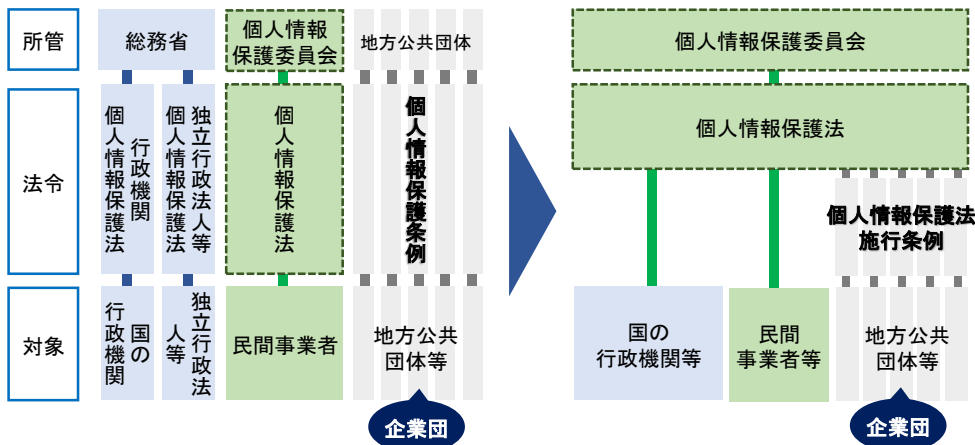
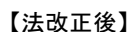


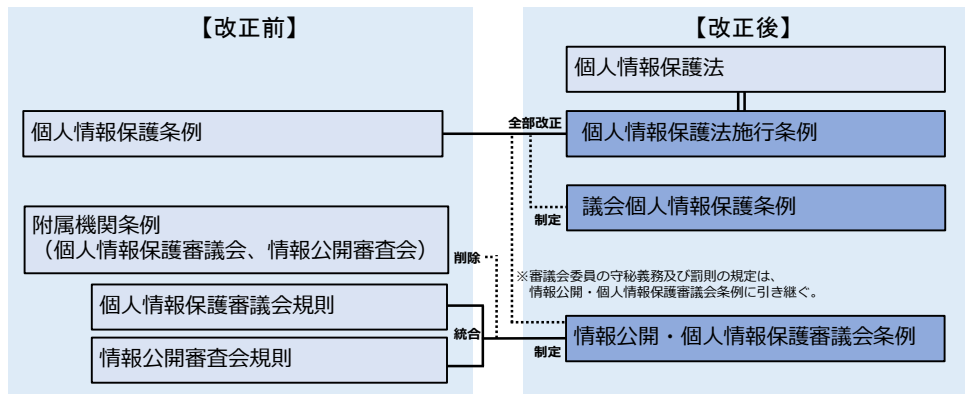
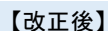
大阪広域水道企業団個人情報保護条例の改正等について

1 改正等の趣旨

- 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、地方公共団体がそれぞれ整備していた個人情報保護制度は、個人情報保護法（以下「法」という。）による全国的な共通ルールにより規定されます（令和5年4月1日適用）。
- 大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）においても、法の施行に合わせて「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」の改正等を行うものです。



企業団における条例の改正等のイメージ



2 基本方針

- 個人情報保護法制の一元化により、個人情報その取り扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法で全国的な共通ルールが規定されたことから、条例では、手数料など条例で規定する必要がある事項や現行の企業団における取扱いを継続するために必要な事項であって条例で規定することが許容されているものについて規定することとします。
- 「大阪広域水道企業団個人情報保護条例」を全部改正し、条例名称を「大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」とします。
- 地方公共団体の議会については、地方公共団体の機関から除外され、法第5章の適用外となることから、新たに「大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（仮称）」を制定します（資料2参照）。
- 附属機関条例を設置根拠としていた個人情報保護審議会は、行政不服審査法に根拠を置く機関とされます。併せて情報公開審査会と個人情報保護審議会を統合することとし、新しく審議会条例を制定し必要事項を規定します。

3 個人情報保護条例の改正に係る考え方の整理について

資料 1 - 2 参照

4 大阪広域水道企業団情報公開・個人情報保護審議会条例の概要

資料 1 - 3 参照

5 施行までのスケジュール

令和4年12月 個人情報保護審議会で説明

令和5年2月 議会に条例案提出

令和5年4月 施行